訪 2026.08.01

介護老人保健施設 峡西老人保健センター

指定(介護予防)訪問リハビリテーション 運営規程

(運営規定設置の主旨)

第 1条　特定医療法人南山会が開設する介護老人保健施設 峡西老人保健センター(以下「当施設」という。)が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2条　当施設は、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3条　当施設は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法及び言語療法(以下「リハビリテーション職員」という。)その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3　当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める

5　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその身元引受人の了解を得ることとする。

6　(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法 第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 4条　当施設は、(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、この運営規程の概要、リハビリテーション職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(事業所の名称及び所在地等)

第 5条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1)事業所名　峡西老人保健センター　訪問リハビリテーション
(2)所 在 地　山梨県南アルプス市下宮地421番地
(3)電話番号　055-282-7000　FAX. 055-282-7003

（職員の職種、員数）

第 6条　　当施設の職員の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（1）管理者・医師　　1人

（2）理学療法士
作業療法士
言語聴覚士　　1人

（職員の職務内容）

第 7条　　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。また、医師として利用者や家族、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士に指示・指導を行う。

（2）リハビリテーション職員は、医師の指示書等に従って(介護予防)リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

2　　前項に定めるもののほか、事業の運営上、必要な職員を置くものとする。

（営業日及び営業時間）

第 8条　　営業日及び営業時間は以下の通りとする。

（1）祝日を除く 毎週月曜日 から 金曜日までの週5日間を営業日とする。

※ 但し、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）と ゴールデンウィーク（5 月 3 日から 5 月5日）は休業とする。

（2）通常サービスの営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9条　　通常の事業の実施地域は、南アルプス市（芦安地区・八田地区を除く）とする。

（利用料等その他の費用の額）

第 10 条　　（介護予防）訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担額の支払いを受ける。

2　　通常の事業の実施地域を超える場合は、実施地域を超える地点から自宅までの往復の交通費の実費を徴収する。

3　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明を行い同意を得ることとする。

（業務継続計画の策定等）

第 11条　　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　　当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3　　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 12条　当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2　当施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

3　当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13条　当施設は、人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情処理）

第 14条　当施設は、サービスの提供にかかわる利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置し苦情受付体制を整備する。苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付し、苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。

2　当施設は、提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　当施設は、提供した介護サービスにかかわる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【相談・苦情の窓口】

当施設	担当者	： 通所担当支援相談員	055-282-7001
市区町村	担当窓口	： 各介護保険担当課	※南アルプス市は介護福祉課
山梨県	担当窓口	： 国民健康保険団体連合会	055-233-9201

（職員の服務規律）

第 15条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 16条　職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）
第 17条　　職員の就業に関する事項は、別に定める特定医療法人南山会の就業規則による。

（職員の健康管理）
第 18条　　職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

（守秘義務及び個人情報の保護）
第 19条　　職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（地域との連携）
第 20条　　当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

（非常災害対策）
第 21条　　当施設は、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
(1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
(2) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） ・・・・・・・・・・ 年 2 回以上
②利用者を含めた総合避難訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 年 1 回以上
③非常災害用設備の使用方法の徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
(3) 当施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（身体の拘束等）
第 22条　　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他者の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その利用者の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

（衛生管理）
第 23条　　当施設は、事業所を衛生的に管理し又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行う。

（協力医療機関等）
第 24条　　当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関及び協力歯科医院を定める。
◎協力医療機関

峡西病院	南アルプス市下宮地421番地	055-282-2151
高原病院	南アルプス市荊沢255番地	055-282-1455

◎協力歯科医院

杉田歯科医院　　南巨摩郡富士川町青柳町292番地1　0556-48-8255

（その他運営に関する重要事項）

第 25条　当施設は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2　運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。

3　当施設は、利用者に対する訪問リハビリテーション等のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間（診療録は５年間）保管する。

4　訪問リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、特定医療法人南山会と当施設の管理者との協議に基づいて定める。

付　則

・この運営規程は令和 3 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は令和 5 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は令和 8 年 6 月 1 日より施行する。（改訂）・・・16 条追加
この規程は令和 8 年 8 月 1 日より施行する。（改訂）・・・10 条変更

【別紙料金表　訪1】

峡西老人保健センター　訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費一割負担	訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	308	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	200	1回	該当者から徴収
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算※3	240	1回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	213	1月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	483	1月	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50	1回	該当者から減算
	口腔連携強化加算	50	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	1回	該当者から徴収
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問で複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての
　介護認定日から3月以内の間算定されます。
※3…退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に1週間に2日を限度として算定されます。

【別紙料金表　訪2】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費二割負担	訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	616	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	400	1回	該当者から徴収
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算※3	480	1回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	426	1月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	966	1月	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-100	1回	該当者から減算
	口腔連携強化加算	100	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	12	1回	該当者から徴収
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問で複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての
　介護認定日から3月以内の間算定されます。
※3…退院（所）日又は訪問開始日から３月以内の期間に１週間に２日を限度として算定されます。

【別紙料金表　訪3】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費三割負担	訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	924	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	600	1回	該当者から徴収
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算※3	720	1回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	639	1月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	1,449	1月	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-150	1回	該当者から減算
	口腔連携強化加算	150	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	1回	該当者から徴収
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問で複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての
　介護認定日から3月以内の間算定されます。
※3…退院（所）日又は訪問開始日から３月以内の期間に１週間に２日を限度として算定されます。

【別紙料金表　訪4】

峡西老人保健センター　介護予防訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費一割負担	介護予防訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	298	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	200	1回	該当者から徴収
	口腔連携強化加算	50	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	1回	該当者から徴収
	利用を開始した日の月から起算して12月を超えた期間に行った場合	-30	1回	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50	1回	該当者から減算
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての介護認定日から3月以内の間算定されます。

【別紙料金表　訪5】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　介護予防訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費一割負担	介護予防訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	596	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	400	1回	該当者から徴収
	口腔連携強化加算	100	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	12	1回	該当者から徴収
	利用を開始した日の月から起算して12月を超えた期間に行った場合	-60	1回	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-100	1回	該当者から減算
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての介護認定日から3月以内の間算定されます。

【別紙料金表　訪6】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　介護予防訪問リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
介護給付費一割負担	介護予防訪問リハビリテーション費（20分以上）※1	894	1回	該当者から徴収
	短期集中リハビリテーション実施加算　※2	600	1回	該当者から徴収
	口腔連携強化加算	150	1回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	1回	該当者から徴収
	利用を開始した日の月から起算して12月を超えた期間に行った場合	-90	1回	該当者から徴収
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-150	1回	該当者から減算
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の15/1000	1回	該当者から徴収
その他の料金	通常実施地域（南アルプス市（芦安・八田地区を除く）） 以外でのご利用の場合	17円×キロ数×2	1回	該当者から徴収

2026.8.1

※1…1度の訪問複数回組めます
※2…1度の訪問につき、退院退所日から3月以内、もしくは初めての
介護認定日から3月以内の間算定されます。